

名古屋市告示第22号

名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 7年 1月20日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 縦覧に供する図書の内容

次に掲げる名古屋都市計画道路事業に係る図書

名古屋都市計画道路事業 3・ 5・ 143号小栗橋線及び 3・ 5・ 17号運河東線

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所西庁舎 7階

名古屋市緑政土木局道路部橋梁施設課

3 縦覧期間

令和 7年 1月20日から令和22年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課